

名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月14日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第40号

名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例

名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表大ホール（控室4室付）の項中「（控室4室付）」を「（主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付）」に改め、同表第3集会室の項中

「

1,000	1,200	2,000	1,300	2,300	2,800
-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

」

「

2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000
-------	-------	-------	-------	-------	-------

に改め、同表中

」

「

特別室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500
-----	--	-------	-------	-------	-------	-------	--------

を

」

特 別 室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500	に
映 写 室		800	1,000	1,600	1,100	1,900	2,300	
楽屋（第1 楽屋及び第 2楽屋を除 く。）1室		1,000	1,000	2,000	1,000	2,000	3,000	

改め、同表備考第3号中「及び4階ホール」を「、4階ホール及び楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同号(1)中「（控室4室付）」を「（主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付）」に改め、同号に次のように加える。

(3) 楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）1室 100円

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市公会堂条例（以下「改正後条例」という。）別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る利用料金の基準額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の基準額については、なお従前の例による。
- 3 改正後条例別表の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。